



令和4年度住民税非課税世帯等に対する 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金 について

令和4年9月9日に政府で開催された物価・賃金・生活総合対策本部の決定により、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯又は令和4年1月～12月の収入が減少し、住民税非課税相当と見なされる世帯（家計急変世帯）に対して、1世帯当たり5万円を支給します。

1 給付対象者

- (1) 基準日（令和4年9月30日）において世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯（住民税非課税世帯）の世帯主
 - (2) 予期せず令和4年1月から令和4年12月までの家計が急変し、住民税非課税相当と見なされる世帯（家計急変世帯）の世帯主
- ※令和3年度又は令和4年度住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金を受給した世帯も支給の対象となります。
- ※住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除きます。

2 給付額

1世帯当たり5万円 ※1世帯1回限り

3 申請方法等

- (1) 住民税非課税世帯（原則申請不要）
 - ① 令和4年10月下旬（予定）に対象者へ給付に関する「確認書」を発送
 - ② 内容等を確認し、同封された返信用封筒で返送

※一部申請が必要な場合があります。
- (2) 家計急変世帯（要申請）

確定申告書、源泉徴収票等のほか、収入についての自己申告による申請が必要（令和4年12月中に受付を開始予定）

4 給付方法

定額給付金が振り込まれた口座または指定の口座への振り込み

5 給付時期

確認書返送後または申請書の審査終了後、3週間程度で振り込み予定

6 周知方法

広報きりゅう11月号、市ホームページ、ふれあいメール、フェイスブック、ツイッター、FMきりゅう、公民館等に申請書やチラシを設置

7 専用電話

(1) 桐生市コールセンター：開設準備中

業務内容：申請、振込に関すること。

開始時期（予定）：令和4年10月下旬

受付時間（予定）：午前9時から午後5時（土日祝を除く、12/29～1/3休み）

(2) 内閣府コールセンター：0120-526-145

業務内容：制度の内容に関すること。

受付時間：午前9時から午後8時（土日祝を除く、12/29～1/3休み）



【問い合わせ】

総務部税務課（給付金担当）加藤

TEL 0277-46-1111（内線230）